

## だい 1 条

### こどもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい 5 条

### ほごしゃおや 保護者(親など) の指導の尊重

国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 3 条

### こどもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい 4 条

### くに ざむ せきにん 国の義務・責任について

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

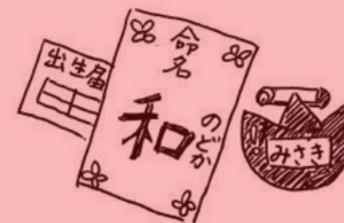
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 7 条

### なまえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい 8 条

### じぶん じょうほう 自分についての情報を し けんり 知る権利

国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 第9条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 第13条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第10条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 第11条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 第12条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 第13条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第15条

### つく あつ けんり グループを作ったりグループで 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 第16条

### まも けんり プライバシーが 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまの理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

し せつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん し せつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
ちりょう やせわのしかたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## だい 第 26 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
けんりゅう ぶんか まち  
権利や文化を守ること、すべての人と  
なかよしくしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 26 条

しゃかい ほ しょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
かね お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
す 住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには 小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## だい 第 29 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
けんりゅう ぶんか まち  
権利や文化を守ること、すべての人と  
なかよしくしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。

## だい 第 30 条

しょうぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょうぞうみんぞく こどもや、もとからその  
と ち す す 土地に住んでいる人びとの子どもは、  
ひと その民族の文化や宗教、ことばを大切  
みんぞく ぶんか しゅうきょう たいせつ  
にする権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をうたったり、スポーツなどをすることもできます。



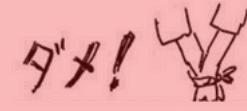
## だい 第 32 条

おとな 大人のために

はたら けんり  
働かされない権利

こどもには、むりやり 働かされた  
り、そのため 教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう 守られる権利  
があります。



<p><b>だい 第 33 条</b></p> <p><b>まやく こころ くすり 麻薬や心の薬のよくない つか かた まも けんり 使い方から守られる権利</b></p> <p>くには、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 34 条</b></p> <p><b>まも けんり プライベートゾーンを守る権利</b></p> <p>くには、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 35 条</b></p> <p><b>まも けんり 誘拐や人身売買から守られる権利</b></p> <p>くには、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 36 条</b></p> <p><b>おとな りょう けんり 大人に利用されない権利</b></p> <p>くには、おとなが子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。</p> <p><b>ダメ!</b></p> 
<p><b>だい 第 37 条</b></p> <p><b>せんじ ごうもん・死刑から まも けんり 守られる権利</b></p> <p>どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。</p> 	<p><b>だい 第 38 条</b></p> <p><b>せんじょう まも けんり 戦争から守られる権利</b></p> <p>くには、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていってはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。</p> 	<p><b>だい 第 39 条</b></p> <p><b>させい 犠牲になった子どもについて</b></p> <p>もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、くには、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 40 条</b></p> <p><b>こどもが罪を問われたとき</b></p> <p>くには、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。</p> 

## だい じょう 第 1 条

### こ 子どもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい じょう 第 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい じょう 第 3 条

### こ 子どもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい じょう 第 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

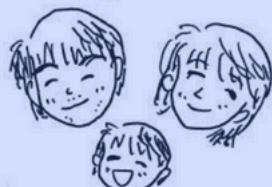
くに 国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい じょう 第 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など) し どう そんちょう 指導の尊重

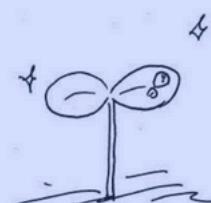
くに 国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい じょう 第 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

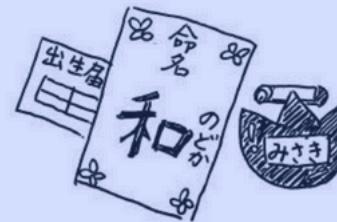
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい じょう 第 7 条

### な まえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい じょう 第 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を し けんり 知る権利

くに 国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 9 条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 10 条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 10 条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

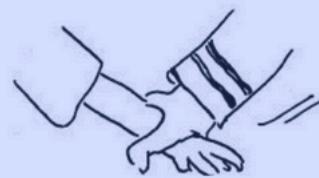
子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 11 条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 12 条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 13 条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考え方でも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。

## だい 14 条

### しそう りょうしん しゃうきょう グループを作ったりグループで あつ けんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 15 条

### つく あつ けんり プライバシーが まも けんり 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 第 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 第 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 第 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 第 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 第 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 第 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 第 23 条

### 障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 第 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

しせつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん しせつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
治療や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## だい 第 26 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 26 条

しゃかい ほしょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## だい 第 29 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 30 条

しょうぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょうぞうみんぞく こどもの権利や、もとからその  
土地に住んでいる人びとの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことばを大切  
にする権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



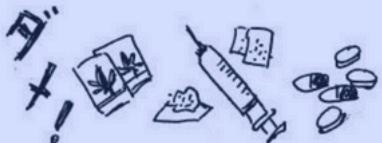
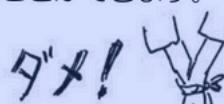
## だい 第 32 条

おとな 大人のために

はたら けんり  
働かされない権利

こどもには、むりやり働かされた  
り、そのために教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。



<p><b>だい 第 33 条</b></p> <p><b>まやく こころ くすり</b> <b>麻薬や心の薬のよくない</b></p> <p><b>つか かた まも けんり</b> <b>使い方から守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 34 条</b></p> <p><b>プライベートゾーンを</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守る権利</b></p> <p>国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 35 条</b></p> <p><b>ゆうかい じんしんぱいぱい</b> <b>誘拐や人身売買から</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 36 条</b></p> <p><b>おとな りょう けんり</b> <b>大人に利用されない権利</b></p> <p>国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。</p> <p><b>ダメ!</b></p> 
<p><b>だい 第 37 条</b></p> <p><b>しほい ごうもん・死刑から</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守られる権利</b></p> <p>どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。</p> 	<p><b>だい 第 38 条</b></p> <p><b>せんそう まも けんり</b> <b>戦争から守られる権利</b></p> <p>国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていってはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。</p> 	<p><b>だい 第 39 条</b></p> <p><b>させい 犠牲になった子どもについて</b></p> <p>もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 40 条</b></p> <p><b>こどもが罪を問われたとき</b></p> <p>国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。</p> 

## だい 1 条

### こどもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい 5 条

### ほごしゃ(親など)の 指導の尊重

国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 3 条

### こどもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい 4 条

### くに ざむ せきにん 国の義務・責任について

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

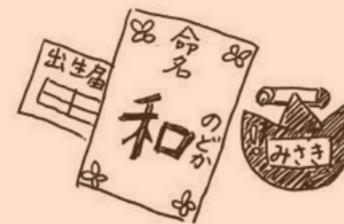
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 7 条

### なまえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい 8 条

### じぶん じょうほう 自分についての情報を し けんり 知る権利

国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 第9条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 第13条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく患者にしたりしてはいけません。



## だい 第10条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 第11条

### くに よその国に つ 連れていかれない けんり 権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 第12条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 第13条

### だい 第14条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく患者にしたりしてはいけません。



## だい 第15条

### つく あつ グループを作ったりグループで けんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 第16条

### まも けんり プライバシーが 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めています。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

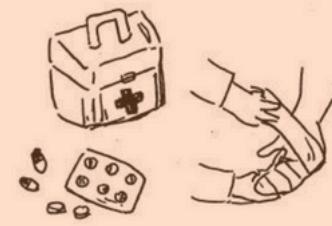
心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

し せつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん し せつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
ちりょう や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## だい 第 26 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
ひと 権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 26 条

しゃかい ほ しょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
すむところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## だい 第 29 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
ひと 権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。

## だい 第 30 条

しょうぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょうぞうみんぞく こどもや、もとからその  
とちに住んでいるひととの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことばを大切  
にすることによる権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



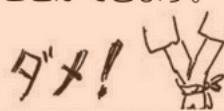
## だい 第 32 条

おとな 大人のために

はたら 働かされない権利

こどもには、むりやり 働かされた  
り、そのために教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。



<p><b>だい 第 33 条</b></p> <p><b>まやく こころ くすり 麻薬や心の薬のよくない つか かた まも けんり 使い方から守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 34 条</b></p> <p><b>プライベートゾーンを まも けんり 守る権利</b></p> <p>国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 35 条</b></p> <p><b>ゆうかい じんしんぱいぱい 誘拐や人身売買から まも けんり 守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 36 条</b></p> <p><b>おとな りょう けんり 大人に利用されない権利</b></p> <p>国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。</p> <p><b>ダメ!</b></p> 
<p><b>だい 第 37 条</b></p> <p><b>しきい ごうもん・死刑から まも けんり 守られる権利</b></p> <p>どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。</p> 	<p><b>だい 第 38 条</b></p> <p><b>せんどう まも けんり 戦争から守られる権利</b></p> <p>国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていってはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。</p> 	<p><b>だい 第 39 条</b></p> <p><b>きせい 犠牲になった子どもについて</b></p> <p>もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 40 条</b></p> <p><b>こどもが罪を問われたとき</b></p> <p>国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。</p> 

## だい 1 条

### こどもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 3 条

### こどもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

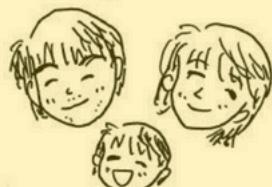
国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など)の 指導の尊重

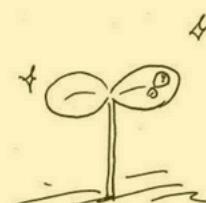
国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

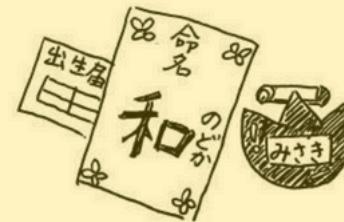
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 7 条

### なまえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を 知る権利

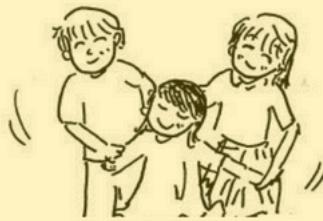
国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 第9条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 第13条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第10条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 第11条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 第12条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 第13条

### だい 第14条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第15条

### つく あつ グループを作ったりグループで けんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 第16条

### まも プライバシーが けんり 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

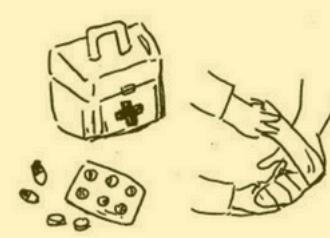
心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

しせつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん しせつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
治療や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## じょう

## だい 第 26 条

しゃかい ほしょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## じょう

## だい 第 27 条

## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## じょう

## だい 第 29 条

きょういく もくべき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところができるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
ひと 権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## じょう

## だい 第 30 条

しょくぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょくぞうみんぞく こどもや、もとからその  
土地に住んでいる人びとの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことばを大切  
にする権利をもっています。

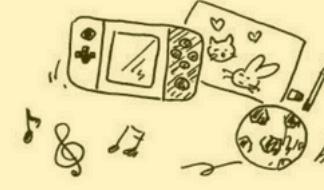


## じょう

## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



## じょう

## だい 第 32 条

おとな 大人のために

### はたら 働かされない権利

こどもには、むりやり 働かされた  
り、そのために教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。

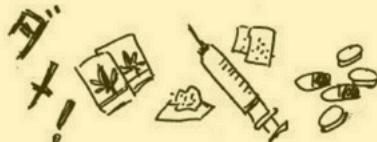


## だい 第 33 条

ま やく こころ くすり  
麻薬や心の薬のよくない

つか かた まも けんり  
使い方から守られる権利

くに 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。



## だい 第 34 条

プライベートゾーンを

まも けんり  
守る権利

くに 国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。



## だい 第 35 条

ゆうかい じんしんぱいぱい  
誘拐や人身売買から

まも けんり  
守られる権利

くに 国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。



## だい 第 36 条

おとな りょう けんり  
大人に利用されない権利

くに 国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。

ダメ!

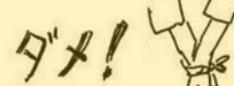


## だい 第 37 条

しほい  
ごうもん・死刑から

まも けんり  
守られる権利

どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。



## だい 第 38 条

せんどう まも けんり  
戦争から守られる権利

くに 国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていくはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。



## だい 第 39 条

きせい こどもについて  
犠牲になった子どもについて

もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。



## だい 第 40 条

こ つみ と  
子どもが罪を問われたとき

くに 国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。



## だい 1 条

### こどもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 3 条

### こどもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

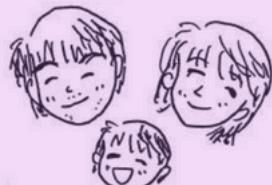
国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など)の 指導の尊重

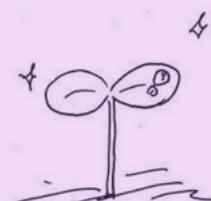
国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

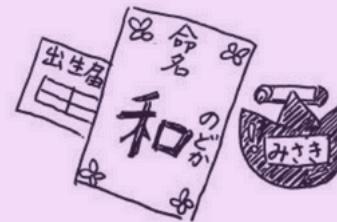
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 7 条

### な まえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を 知る権利

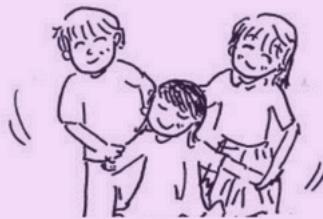
国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



だい じょう  
**第9条**

おや けんり  
**親といっしょにいる権利**

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



だい じょう  
**第13条**

ひょうげん じゅう  
**表現の自由について**

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



だい じょう  
**第10条**

くに けんり  
**ちがう国にいても  
親に会える権利**

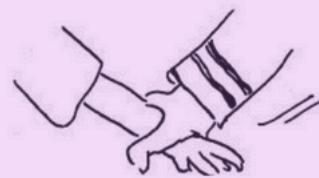
子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



だい じょう  
**第11条**

くに けんり  
**よその国に  
連れていかれない権利**

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



だい じょう  
**第12条**

じぶん いけん い けんり  
**自分の意見を言う権利**

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



だい じょう  
**第13条**

だい じょう  
**第14条**

しそう りょうしん しゃうきょう  
**思想・良心・宗教の  
自由について**

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



だい じょう  
**第15条**

つく けんり  
**グループを作ったりグループで  
集まつたりする権利**

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



だい じょう  
**第16条**

まも けんり  
**プライバシーが  
守られる権利**

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 第 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 第 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 第 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 第 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 第 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 第 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 第 23 条

### 障がいのある子どもの保護

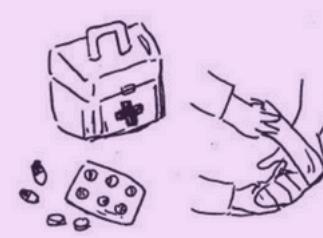
心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 第 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

し せつ はい  
**施設に入っている**

### こどもの保護

びょういん しゃせつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
治療や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## じょう 第 26 条

## だい 第 26 条

しゃかい ほ しょう う けんり  
**社会保障を受ける権利**

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
**人間らしい生活をする権利**

こどもには、着るもの、食べるものの、  
住むところなどの「生きるために必要  
な物」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
**教育を受ける権利**

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## じょう 第 29 条

きょういく もくべき  
**教育の目的について**

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところができるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 30 条

しょしうみんぞく せんじゅうみん  
**少数民族や先住民の**

### こどもの権利

しょしうみんぞく こどもの権利や、もとからその  
土地に住んでいる人びとの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことばを大切  
にする権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
**休み・遊ぶ権利**

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



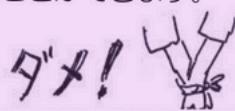
## だい 第 32 条

おとな  
**大人のために**

はたら けんり  
**働かされない権利**

こどもには、むりやり働かされた  
り、そのため教育を受けられなくな  
ったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。



<p><b>だい 第 33 条</b></p> <p><b>まやく こころ くすり</b> <b>麻薬や心の薬のよくない</b></p> <p><b>つか かた まも けんり</b> <b>使い方から守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 34 条</b></p> <p><b>プライベートゾーンを</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守る権利</b></p> <p>国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 35 条</b></p> <p><b>ゆうかい じんしんぱいぱい</b> <b>誘拐や人身売買から</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 36 条</b></p> <p><b>おとな りょう けんり</b> <b>大人に利用されない権利</b></p> <p>国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。</p> 
<p><b>だい 第 37 条</b></p> <p><b>しほい ごうもん・死刑から</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>守られる権利</b></p> <p>どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。</p> 	<p><b>だい 第 38 条</b></p> <p><b>せんそう まも けんり</b> <b>戦争から守られる権利</b></p> <p>国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていくことはできません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。</p> 	<p><b>だい 第 39 条</b></p> <p><b>きせい こどもについて</b></p> <p><b>まも けんり</b> <b>犠牲になった子どもについて</b></p> <p>もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおおし、社会で生活できるように守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 40 条</b></p> <p><b>こどもが罪を問われたとき</b></p> <p>国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。</p> 

## だい じょう 第 1 条

### こ 子どもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい じょう 第 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい じょう 第 3 条

### こ さいこう しあわ 子どもに 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい じょう 第 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

くに じょうやく か けんり まも  
国は、この条約に書かれた権利を守  
るために、できるかぎりのことをしな  
ければなりません。



## だい じょう 第 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など) 指導の尊重

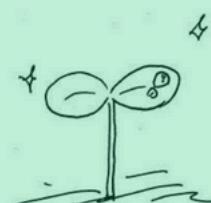
くに ほ こしゃ おや  
国は、保護者(親など)の意見を大切  
にします。保護者(親など)は、子どもの  
心や体の成長にあった指導をし  
なければなりません。



## だい じょう 第 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

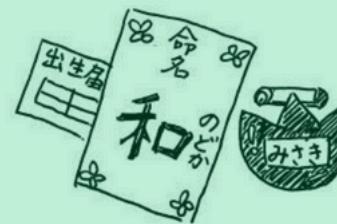
すべての子どもには、「生きる権利」、  
「育つ権利」があり、国はそれを守るた  
めの努力をしなければなりません。



## だい じょう 第 7 条

### な まえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前を  
つけられ、国籍をもち、親を知り、親に  
育ててもらう権利をもっています。



## だい じょう 第 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を し けんり 知る権利

くに こ じ ぶん な まえ こくせき か  
国は、子どもが自分の名前や国籍、家  
族関係などを知ることができるよう  
にしなければなりません。



## だい 9 条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 10 条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 10 条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 11 条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 12 条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 13 条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考え方でも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。

## だい 14 条

### つく あつ グルーフを作ったりグループで けんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 15 条

### まも プライバシーが けんり 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



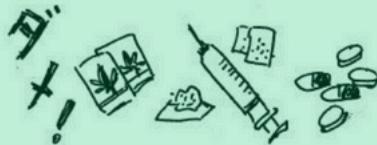
<p><b>だい 25 条</b></p> <p><b>施設に入っている子どもの保護</b></p> <p>病院や施設に入っている子どもは、治療や世話をしたがその子どもにあっているか、定期的に調べてもらいます。</p> 	<p><b>だい 26 条</b></p> <p><b>社会保障を受ける権利</b></p> <p>子どもや、その家族が生活していくお金にこまっているときは、国が助けてくれます。</p> 	<p><b>だい 27 条</b></p> <p><b>人間らしい生活をする権利</b></p> <p>子どもには、着るもの、食べるものの、住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそろえてもらう権利があります。</p> 	<p><b>だい 28 条</b></p> <p><b>教育を受ける権利</b></p> <p>子どもには小学校での教育を受ける権利があり、さらに学習したい場合には、すべての子どもに対して、そのチャンスがあたえられます。</p> 
<p><b>だい 29 条</b></p> <p><b>教育の目的について</b></p> <p>教育とは、ひとりひとりの子どものステキなところができるだけのばすもので。子どもには、自分とほかの人の権利や文化を守ること、すべての人と仲良くしたり自然を大切にしたりすることなどを、学べる権利があります。</p> 	<p><b>だい 30 条</b></p> <p><b>少數民族や先住民の子どもの権利</b></p> <p>少數民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばを大切にする権利をもっています。</p> 	<p><b>だい 31 条</b></p> <p><b>休み・遊ぶ権利</b></p> <p>子どもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利があります。また、自由に絵をかいたり、歌をうたったり、スポーツなどをすることもできます。</p> 	<p><b>だい 32 条</b></p> <p><b>大人のために働くかされない権利</b></p> <p>子どもには、むりやり働くかされたり、そのためには教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないよう守られる権利があります。</p> 

だい 33 条

ま やく こころ くすり  
麻薬や心の薬のよくない

つか かた まも けんり  
使い方から守られる権利

くに 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。



だい 34 条

プライベートゾーンを

まも けんり  
守る権利

くに 国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。



だい 35 条

ゆうかい じんしんぱいぱい  
誘拐や人身売買から

まも けんり  
守られる権利

くに 国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。



だい 36 条

おとな りょう けんり  
大人に利用されない権利

くに 国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。

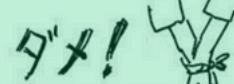


だい 37 条

しほい  
ごうもん・死刑から

まも けんり  
守られる権利

どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。



だい 38 条

せんそう まも けんり  
戦争から守られる権利

くに 国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていくはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。



だい 39 条

きせい こどもについて  
犠牲になった子どもについて

もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。



だい 40 条

こどもが罪を問われたとき

くに 国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。



## だい じょう 第 1 条

### こ 子どもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい じょう 第 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい じょう 第 3 条

### こ 子どもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい じょう 第 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

くに 国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい じょう 第 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など) し どう そんちょう 指導の尊重

くに 国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい じょう 第 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

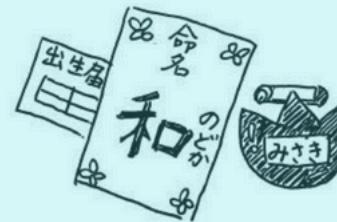
すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい じょう 第 7 条

### な まえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい じょう 第 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を し けんり 知る権利

くに 国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 9 条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 10 条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 10 条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

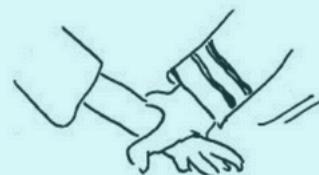
子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 11 条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 12 条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 13 条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考え方でも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。

## だい 14 条

### つく あつ グルーフを作ったりグループで しゃかい 集まつたりするけんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 15 条

### まも けんり プライバシーが 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めます。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

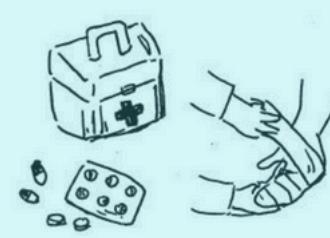
心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

しせつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん しせつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
治療や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## だい 第 26 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 26 条

しゃかい ほしょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## だい 第 29 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 30 条

しょうぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょうぞうみんぞく こどもや、もとからその  
土地に住んでいるひととの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことはを大切  
にする権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



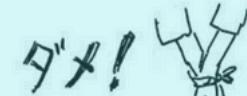
## だい 第 32 条

おとな 大人のために

はたら 働かされない権利

こどもには、むりやり 働かされた  
り、そのために教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。



<p><b>だい 第 33 条</b></p> <p><b>まやく こころ くすり 麻薬や心の薬のよくない つかかたまもけんり 使い方から守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 34 条</b></p> <p><b>プライベートゾーンを まもけんり 守る権利</b></p> <p>国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 35 条</b></p> <p><b>ゆうかい じんしんぱいぱい 誘拐や人身売買から まもけんり 守られる権利</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 36 条</b></p> <p><b>おとなりよう けんり 大人に利用されない権利</b></p> <p>国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。</p> 
<p><b>だい 第 37 条</b></p> <p><b>しほい ごうもん・死刑から まもけんり 守られる権利</b></p> <p>どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。</p> 	<p><b>だい 第 38 条</b></p> <p><b>せんそうまもけんり 戦争から守られる権利</b></p> <p>国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていくはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。</p> 	<p><b>だい 第 39 条</b></p> <p><b>きせい 犠牲になった子どもについて</b></p> <p>もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をおし、社会で生活できるように守らなければなりません。</p> 	<p><b>だい 第 40 条</b></p> <p><b>こどもが罪を問われたとき</b></p> <p>国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。</p> 

## だい 1 条

### こどもとは…

18歳になつてないひとを  
「子ども」とします。



## だい 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 3 条

### こどもに さいこう しあわ 最高の幸せを！

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



## だい 4 条

### くに ざ む せきにん 国の義務・責任について

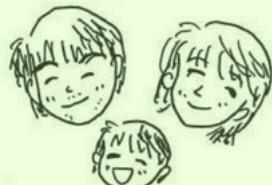
国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## だい 5 条

### ほ こしゃ おや 保護者(親など)の 指導の尊重

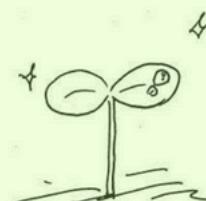
国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



## だい 6 条

### い けんり 生きる権利 そだ けんり 育つ権利

すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 7 条

### なまえ こくせき けんり 名前と国籍をもつ権利 おや し おや そだ けんり 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



## だい 8 条

### じ ぶん じょうほう 自分についての情報を 知る権利

国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようしなければなりません。



## だい 第9条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 第13条

### ひょうげん じゅう 表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考え方や思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第10条

### くに ちがう国にいても おや あ けんり 親に会える権利

子どもには、はなればなれになっている親と会える権利があります。いっしょにくらせなくとも、どこにいるのか教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



## だい 第11条

### くに よその国に つ 連れていかれないけんり 連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



## だい 第12条

### じぶん いけん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 第13条

### しそう りょうしん しゃうきょう 思想・良心・宗教の じゅう 自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



## だい 第15条

### つく あつ グループを作ったりグループで けんり 集まつたりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



## だい 第16条

### まも けんり プライバシーが 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 17 条

### 子どものための 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるように努めています。



## だい 18 条

### 保護者(親など)が 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



## だい 19 条

### あらゆる暴力から 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあついを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 20 条

### 家や家族をなくした 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえます。



## だい 21 条

### 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



## だい 22 条

### 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



## だい 23 条

### 障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、教育を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



## だい 24 条

### 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 25 条

しせつ はい  
施設に入っている

### こどもの保護

びょういん しせつ はい  
病院や施設に入っている子どもは、  
治療や世話をしたがその子どもに  
あっているか、定期的に調べてもらえ  
ます。



## だい 第 26 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
ひと 権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 26 条

しゃかい ほしょう う けんり  
社会保障を受ける権利

こどもや、その家族が生活していく  
お金にこまっているときは、国が助け  
てくれます。



## だい 第 27 条

にんげん せいかつ けんり  
人間らしい生活をする権利

こどもには、着るもの、食べるものの、  
住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそ  
ろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

きょういく う けんり  
教育を受ける権利

こどもには小学校での教育を受け  
る権利があり、さらに学習したい場合  
には、すべての子どもに対して、その  
チャンスがあたえられます。



## だい 第 29 条

きょういく もくとき  
教育の目的について

きょういく 教育とは、ひとりひとりの子どもの  
ステキなところをできるだけのばすも  
のです。子どもには、自分とほかの人の  
ひと 権利や文化を守ること、すべての人と  
仲良くしたり自然を大切にしたりする  
ことなどを、学べる権利があります。



## だい 第 30 条

しょくぞうみんぞく せんじゅうみん  
少数民族や先住民の

### こどもの権利

しょくぞうみんぞく こどもや、もとからその  
土地に住んでいるひととの子どもは、  
その民族の文化や宗教、ことはを大切  
にする権利をもっています。



## だい 第 31 条

やす あそ けんり  
休み・遊ぶ権利

こどもには、勉強だけでなく、休ん  
だり、遊んだりする権利があります。  
また、自由に絵をかいたり、歌をう  
たったり、スポーツなどをすること  
もできます。



## だい 第 32 条

おとな 大人のために

### はたら 働かされない権利

こどもには、むりやり 働かされた  
り、そのために教育を受けられなく  
なったり、心や体によくない仕事を  
させられたりしないよう守られる権利  
があります。



だい 33 条

ま やく こころ くすり  
麻薬や心の薬のよくない

つか かた まも けんり  
使い方から守られる権利

くに 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。



だい 34 条

プライベートゾーンを

まも けんり  
守る権利

くに 国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。



だい 35 条

ゆうかい じんしんぱいぱい  
誘拐や人身売買から

まも けんり  
守られる権利

くに 国は、子どもが誘拐されたり、物のよう「売り貰い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。



だい 36 条

おとな りょう けんり  
大人に利用されない権利

くに 国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。

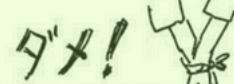


だい 37 条

しほい  
ごうもん・死刑から

まも けんり  
守られる権利

どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。



だい 38 条

せんそう まも けんり  
戦争から守られる権利

くに 国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れていくはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしなくてはいけません。



だい 39 条

きせい こどもについて  
犠牲になった子どもについて

もしも、子どもがほうっておかれたたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をなおし、社会で生活できるように守らなければなりません。



だい 40 条

こどもが罪を問われたとき

くに 国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるよう、必要なことをしなければなりません。

